

賛助会のご案内

1. 賛助会制度

当館は、美術工芸品の保管、展示、調査研究や、教育普及活動を通じて、芸術文化の振興に貢献しております。

当館では賛助会制度を設け、当館の活動にご賛同頂ける法人および個人にご入会頂き、館の活動を支えて頂いております。

会費は、当館の活動に使用させて頂きます。当館の活動内容については「年報」をご覧ください。

2. 入会手続き

添付の申込用紙に必要事項をご記入頂き、当館へご送付ください。会費額は個人会員1口1万円、法人会員1口10万円で、複数口可としております。

当館賛助会規則に従い、入会事務手続きを行います。手続きが終わり次第賛助会費納入のご案内及び振込用紙等をご送付申し上げます。

3. 会員の期間

(1) 1月1日から12月31日までの1年間とさせて頂きます。年度途中の入会であっても期間の延長は行いませんので、ご了承ください。

(2) 期間途中の退会であっても会費は返金いたしません。

4. 会員の特典

(1) 展覧会毎に、所定枚数の招待券をお送りします。

(2) その他の特典については、別にご案内申し上げます。

5. その他

(1) 所得税の優遇措置

当館は税法上の優遇措置の対象となる「公益財団法人」です。当館賛助会費は寄附金として、「寄附金控除」の優遇措置を受けることができます。詳しくは「国税庁ホームページ 寄附金控除」あるいは「公益法人 information ホームページ 公益法人税制」等をご覧ください。

(2) 諸般の情勢に鑑み、入会の目的が当館の活動の趣旨に反する場合や、反社会勢力との関連があると思われる場合は、入会をお断りすることがあります。

以上